

# 家計支援臨時給付金(均等割のみ課税世帯追加給付分) 受給手続きフローチャート

令和5年12月1日時点で文京区に住民登録があり、令和5年度住民税について、「均等割のみ課税者からなる世帯」又は「均等割のみ課税者と非課税者からなる世帯」(※)には、文京区から「支給通知書」または「確認書」が届きます。受給手続きは、以下のとおりです。(※)「世帯の全員が住民税が課されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯」等は対象外

過去に下記給付金のいずれかを文京区で受給した。

## [令和3年度～令和4年度]

①住民税非課税世帯等に対する臨時特別給付金(1世帯10万円)

## [令和4年度]

②電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金(1世帯5万円)

③文京区生活支援臨時給付金(1世帯3万円)

## [令和5年度]

④家計支援臨時給付金(1世帯3万円)

いいえ

[b]

確認書  
が届きます。

はい

上記①～④の給付金の受取口座が世帯主本人名義であった。  
(=住民登録上の氏名と金融機関口座名義が一致している)

いいえ

はい

[a] 文京区から支給通知書が届きます。

## [a] 支給通知書が届いた世帯

- 手続き不要です。
- 支給通知書に記載の口座に、令和6年3月14日(木)頃お振り込みします。
- 「世帯の全員が住民税が課されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯」等に該当し支給対象外の世帯の場合、振込口座を変更する場合または受給を辞退する場合は、令和6年3月4日(月)までに文京区家計支援臨時給付金コールセンターまでお申し出ください。

## [b] 確認書が届いた世帯

- 確認書の返送が必要です。
- 記載内容をご確認の上、必要書類を添付し、同封の返信用封筒に入れてご返送ください。
- 返送後、3週間程度でお振り込みします。

【今回の給付金】追加給付(7万円)

【参考】当初給付(3万円)

|                               | 【今回の給付金】追加給付(7万円)                            | 【参考】当初給付(3万円) |
|-------------------------------|--|---------------|
| 基準日                           | 令和5年12月1日                                    | 令和5年6月1日      |
| 支給金額                          | 7万円  | 3万円           |
| 令和5年度住民税均等割非課税世帯【R6.2～給付開始済み】 | ○<br>※世帯の全員が住民税が課されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯は対象外 | ○             |
| 令和5年度住民税均等割のみ課税世帯             | ○<br>※世帯の全員が住民税が課されている他の扶養親族等の扶養を受けている世帯は対象外 | ○             |
| 家計急変世帯                        | ×  | ○             |

！ ご注意ください！

文京区家計支援臨時給付金  
(当初給付：1世帯3万円)  
とは支給要件が異なります。